

付加保険料制度について

国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、国民年金の一般保険料に付加保険料（月々400円）を上乗せして納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされ、受給する年金額を増やすことができる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることになります。納期限を経過した場合でも、2年間は付加保険料を納めることができます。

お手続きをご希望の方は、函館年金事務所へお申し出ください。

健康管理センターだより

補聴器は、補装具費として支給の対象になる場合があります

記：相談支援専門員 中村 清貴

聞こえにくくて、補聴器が必要と感じたら

まずは、耳鼻咽喉科で、補聴器が必要か又効果があるか診断を受けましょう。

両耳の聞こえにくさの程度が、医師の診断により、身体障害者手帳の障害程度等級にあてはまり、手帳が交付されると、補聴器の購入費等の一部又は、全額が補装具費として支給されます。

補装具費の支給を受けるには

身体障害者手帳の交付申請を行い、手帳が交付された後に、補装具費の申請が認められると、補装具費支給券が発行されます。利用者負担は、所得に応じて決められています。

補装具の種類は、補聴器の他に、義足、装具、車椅子などがあります。

○申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・医師の意見書
- ・補装具の見積書
- ・印鑑

補装具費の申請について、詳しくは、健康管理センター内 保健福祉課保健推進グループにお問い合わせください。

☎01392-2-2122

建設工事・委託業務契約結果

町が発注した建設工事・委託業務などの契約結果をお知らせします。工事期間中、現場のみなさんにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。（令和2年10月16日～令和2年11月15日 入札執行分）

工事・委託業務名	工事・業務箇所	業者名	請負価格 (予定価格)	落札率	契約期間	備考
函館江差自動車道建設に伴う水道管移設工事	字 大平	(株)大森組	26,202,000円 (27,005,000円)	97.0%	R 2. 11. 2～ R 3. 2. 26	

■お問い合わせ 総務課総務財政グループ ☎01392-2-3131 ※金額はいずれも消費税込みです。